

### 3 地方公共団体における障害者の在職状況

#### (1) 法定雇用率2.1%が適用される地方公共団体 概況

区分	機関数 (機関)	法定雇用 障害者数の算定 の基礎となる 職員数(人)	障害者の数(人)					実雇用率 $E \div$ $\times 100$ (%)	雇用率対前 年比増減(P)	不足数	
			A. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以 外の身体障 害者、知的障 害者及び精 神障害者	D. 精神障 害者である短 時間労働者	E. 計 $A \times 2 + B +$ $C + D \times 0.5$				F. うち新規雇 用分
都の機関	9	30,266	259	11	375	0	904.0	40.0	2.99	0.09	0.0
	(9)	(31,210)	(260)	(12)	(373)	(0)	(905.0)	(18.0)	(2.90)	( 0.03)	27.0
区の機関	26	62,791	494	15	807	0	1,810.0	26.0	2.88	0.00	0.0
	(26)	(63,289)	(493)	(13)	(822)	(0)	(1,821.0)	(28.0)	(2.88)	(0.02)	0.0
市町村の機関	53	25,660	152	7	280	0	591.0	33.0	2.30	0.00	3.0
	(54)	(25,944)	(149)	(5)	(293)	(0)	(596.0)	(21.0)	(2.30)	( 0.02)	4.0
計	88	118,717	905	33	1,462	0	3,305.0	59.0	2.78	0.02	3.0
	(89)	(120,443)	(902)	(30)	(1,488)	(0)	(3,322.0)	(67.0)	(2.76)	(0.00)	31.0

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

4 F欄の「うち新規雇用」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

5 ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

6 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)からE欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

#### 障害部位別在職状況

区分	障害者の 数(人)	身体障害者の数(人)					知的障害者の数(人)					精神障害者の数(人)			
		A. 重度身体障 害者	B. 重度以 外の身体障 害者	C. 重度身 体障害者で ある短時間 労働者	D. 計 $A \times 2 + B +$ C	E. うち新規 雇用分	A. 重度知的 障害者	B. 重度以 外の知的障 害者	C. 重度知的 障害者であ る短時間 労働者	D. 計 $A \times 2 + B + C$	E. うち新規 雇用分	A. 精神障 害者	B. 精神障 害者であ る短時間 労働者	C. 計 $A + B$ $\times 0.5$	D. うち新 規雇用分
都の機関	904.0	259	369	11	898	40	0	0	0	0	0	6	0	6.0	0.0
	(905.0)	(260)	(368)	(12)	(900)	(18)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(5)	(0)	(5.0)	(0.0)
区の機関	1,810.0	494	790	15	1,793	26	0	1	0	1	0	16	0	16.0	0.0
	(1,821.0)	(493)	(813)	(13)	(1,812)	(28)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(8)	(0)	(8.0)	(0.0)
市町村の機関	591.0	152	273	6	583	33	0	3	1	4	0	4	0	4.0	0.0
	(596.0)	(149)	(287)	(5)	(590)	(21)	(0)	(4)	(0)	(4)	(0)	(2)	(0)	(2.0)	(0.0)
計	3,305.0	905	1,432	32	3,274	99	0	4	1	5	0	26	0	26.0	0.0
	(3,322.0)	(902)	(1,468)	(30)	(3,302)	(67)	(0)	(5)	(0)	(5)	(0)	(15)	(0)	(15.0)	(0.0)

注1 欄の「障害者の数」とは、D、D、Cの計である。

2 A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、D欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行っている。

3 B欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、C欄を算出するに当たり0.5カウントを行っている。

4 のA.B欄及び のA欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、 のC欄及び のB欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

5 E欄及び D欄の「うち新規雇用分」は当該年の前年の6月2日から当該年の6月1日までの1年間に新規に雇入れられた障害者数である。

6 ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。